

介護保険事業に係るQ & A（尾張旭市）

尾張旭市の被保険者に対してのQ & Aになります。

他の市町村の被保険者についての取扱いは、他の市町村にお問い合わせください。

（従来型通所サービス）

Q. 令和6年4月1日より運動器機能向上加算が基本報酬へ包括化にされたことに伴い、人員配置、実施方法、実施記録等の必要書類、計画書への記載方法・位置付け等に変更点はあるか。

A. 運動器機能向上加算から人員配置に変更はありません。

運動器機能向上サービス（利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。）の提供にあたり、以下のような人員配置や実施方法が想定されています。（R6 青本 p.1390）

機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。

従前求められていた計画書の作成は求めませんが、通所介護計画書等と同様に、運動器機能向上サービスに係る個別の訓練内容、所要時間、日程等の記載は必要と考えられます。

その提供状況は、通常のモニタリングに合わせて担当ケアマネに報告してください。